# 協和トピックス

# 第 32 号

平成 29 年 12 月

協和会計グループ

東京都千代田区神田神保町3-23-2

TEL03-6261-4172((機) FAX03-3237-4171

E-mail:tax@cpakyowa.or.jp

URL: http://www.cpakyowa.or.jp/

今回のテーマは、平成 30 年 1 月 1 日より適用される源泉徴収等の改正についてです。これは平成 29 年度税制改正において配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されたことによるものです。順を追ってご説明いたします。

# 1. 平成 30 年 1 月以後の源泉徴収

平成 29 年度改正に伴い、平成 30 年 1 月 1 日以後の給与等に係る源泉徴収について、改正が行われました。

給与等に係る源泉徴収税額については、 給与所得の源泉徴収税額表により求めます。 その計算に当たり、扶養親族等の数を算定 する必要があります。この扶養親族等の数 に、源泉控除対象配偶者を含めることにな りました。

## 源泉控除対象配偶者

給与所得者(年収1,120万円以下である者に限ります)と生計を一にする、年収150万円以下の配偶者をいいます。結論としては、後述する、控除額が最高額38万円の配偶者控除又は配偶者特別控除を受けられる方になります。(38万円未満の控除額の配偶者控除、配偶者特別控除の対象者は年末調整で調整されることになります。)

今回の改正により、年収 1,120 万円以下の給与所得者で、配偶者の年収が 103 万円超のため控除対象配偶者に該当しない場合であっても、150 万円以下であれば、源泉控除対象配偶者として扶養親族等の数に数えることができるようになりました。

源泉控除対象配偶者の判定要素となる、 給与所得者及び配偶者の年収は、例えば<u>直</u> 近の源泉徴収票や給与明細等を参考にして 見積もることとされています。「見積り」 のため、後になって控除が過大であること 等がわかっても、遡及是正は行われずに年 末調整で精算されます。また、この場合不 納付加算税は課されません。 給与所得者と配偶者の年収及び源泉控除 対象配偶者の関係は次表の通りです。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

「田間日に示るが良然がもの数の数へり」						
		給与所得者の年収				
		1,120 万円以下	1,120 万円超 1,170 万円以下	1,170 万円超 1,220 万円以下	1,220 万円超	
配偶者の年収	103万円以下	[1人]	0人	0人	0人	
		配偶者が障害者の場合には1人加算				
	103 万円超 150万円以下	1 人	0人	0人	0人	
	150 万円超	0人	0人	0人	0人	

# 2. 配偶者に関する定義の見直し

今回の改正により、配偶者に関する名称 の変更や定義の追加が行われ、以下の通り になりました。

改正前及び改正後の配偶者に関する名称

改正前	改正後	
	同一生計配偶者	
控除対象配偶者	控除対象配偶者	
	源泉控除対象配偶者	

# ① 同一生計配偶者

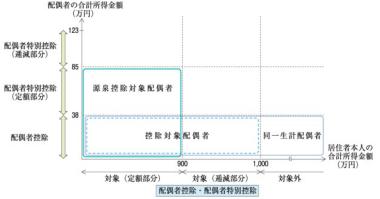
給与所得者の年収に制限はなく、年収 103万円以下の配偶者をいいます。改正 前でいう控除対象配偶者です。こちらは、 配偶者が障害者の場合に、源泉徴収におい て扶養親族等の数を1人加算するために 利用します。

# ② 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、年収が 1,220 万円以下である給与所得者の配偶者で、配 偶者控除の対象となる者をいいます。

# 以上二つと源泉控除対象配偶者を図に 表すと次のようになります。

配偶者に関する定義の範囲



財務省「平成29年度税制改正の解説」より抜粋 改正前に引き続き「控除対象配偶者」という名称が 使用されていますが、改正前と改正後で定義が異なり ますのでご注意ください。

## 3. 配偶者控除

改正前は、給与所得者自身の所得金額に制限はありませんでした。しかし、財源確保や所得再分配機能といった観点から、年収が1,220万円を超える給与所得者については、配偶者控除は適用されないことになりました。

年収 1,120 万円以下の方は最高額 38 万円が控除されますが、1,120 万円超 1,170 万円以下の方は 2/3 相当額の 26 万円が、1,170 万円超 1,220 万円以下の 方は 1/3 相当額の 13 万円が控除されます。

配偶者控除等の額

給与所得者の 年収	平成 30 年以降	平成 29 年以前	
1,120 万円以下	38万円 (48万円)	38万円 (48万円)	
1,120 万円超 1,170 万円以下	26万円 (32万円)	38万円 (48万円)	
1,170 万円超 1,220 万円以下	13万円(16万円)	38万円 (48万円)	
1,220 万円超	0円	38万円 (48万円)	

() 内の金額は配偶者の年齢が70歳以上の場合

# 4. 配偶者特別控除

今回の改正により、最高額38万円の控除が適用される配偶者の年収の上限額が103万円以下から150万円以下へ大幅に引き上げられました。配偶者特別控除の適用が受けられる配偶者の年収も141万円未満から201万円以下へ拡大されました。こちらも配偶者控除と同様に、給与所得者の年収によって2/3、1/3相当額に控除額が変動します。また、配偶者の年収によっても次表の通り控

## 除額が変わりますのでご注意ください。

配偶者特別控除の控除額一覧

給与所得者 年収 配偶者 年収	1,120 万円 以下	1,120 万円超 1,170 万円 以下	1,170 万円超 1,220 万円 以下				
103 万円超 150 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円				
150 万円超 155 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円				
155 万円超 160 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円				
160 万円超 167 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円				
167 万円超 175 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円				
175 万円超 183 万円以下	16 万円	11 万円	6万円				
183 万円超 190 万円以下	11 万円	8万円	4 万円				
190 万円超 197 万円以下	6万円	4 万円	2万円				
197 万円超 201 万円以下	3 万円	2万円	1万円				
201 万円超	0円	0円	0円				

例えば、給与所得者の年収が500万円、配偶者の 年収が170万円の場合21万円が控除されます。

# 5. 社会保険における 106 万円、130 万円の壁は変わらず

今回の改正により、いわゆる所得税の「103万円の壁」は150万円に緩和されました。しかし、社会保険加入要件の106万円(一定の要件に該当する場合に限ります)、被扶養者要件の130万円について変更はありませんので、ご注意ください。

### 6. おわりに

従来、配偶者控除の適用に当たっては、配偶者の年収のみ注意していれば問題ありませんでした。しかし、平成30年以降は、年収1,120万円以下の方と1,120万円超の方では扱いが異なるため、給与所得者自身の年収も注意する必要があります。

年収 1,120 万円超の方の源泉税額が平成 29 年に比べて増額となるほか、年収 1,220 万円以下の方は配偶者の年収が 201 万円を超えると控除が受けられなくなります。

年収 1,220 万円以下の給与所得者で配 偶者がパート等をしている場合、配偶者の 年収に注意する必要があります。